

平成 27 年度 第 1 回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

- 1 日 時 平成 27 年 10 月 21 日（水） 午前 10 時 00 分から
午前 12 時 22 分まで
- 2 場 所 葛飾区役所 7 階 入札室
- 3 出席者
委 員 西村孝一委員長、轟朝幸委員、佐藤伴和委員 （全員出席）
事務局 内山利之総務部長、佐々木健二郎契約管財課長ほか契約管財課職員 4 名
- 4 概 要
 - (1) 開 会
委員長 出席委員は、定足数を満たしており、ただいまから平成 27 年度第 1 回葛飾区入札監視等委員会」を開催する。
 - (2) 庶務報告
 - ア 傍聴人について
事務局より傍聴人はなかった旨報告
 - イ 平成 26 年度第 2 回委員会議事録の公表について
事務局より平成 26 年度第 2 回委員会議事録を調製し、区ホームページにて公表した旨報告した。

【質 疑】

 - A 委員 何か区民からの意見は寄せられているか。
事務局 区民から意見はないが、議会の関心も高く、決算審査において本委員会の議事概要を見た議員から関係する質問があった。
 - A 委員 どのようなものか。
事務局 前回の本委員会において、議論のあったシステム調達に関し、入札監視等委員会で指摘のあったとおり、ライフサイクルコストを含めた形でシステム調達を検討すべきとの意見をいただいた。- (3) 議 事
 - ア 平成 27 年度入札契約等執行状況（平成 27 年度上半期）について
事務局より平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 8 月 31 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

【質 疑】

 - C 委員 部局の長等に委任されている随意契約の金額及び件数等は、例年同様の比率なのか。

事務局 年によって多少増減はあるが、概ね同様の金額及び件数であると認識している。

A委員 部局の長等に委任されている随意契約というのは、どのようなものが対象となっているのか。

事務局 プロポーザル方式により選定された最優秀提案者と特命随意契約により締結するもの。あるいは、システム開発事業者によるプログラム改修及び保守業務委託を特命随意契約により締結するものなどが挙げられる。

A委員 部長または課長に委任というのは、どのような形で委任されているのか。

事務局 特命随意契約を行う場合には、その契約の相手方、業務内容及びその理由等を、予め契約管財課による審査を受け、決裁により認められたものについて、予定価格に応じ各部長または各課長に委任されることとなっている。

なお、プロポーザル方式による業者選定の実施にあたっては、総務部長の事前審査を受けることとなっており、総務部長がプロポーザル方式の採用を承認したものについて、各部長が選定委員会を開催し業者選定を行うこととなる。

イ 指名停止措置の運用状況について

事務局より平成27年4月1日から平成27年8月31日までの間の7件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。

【質疑】

B委員 成績不良や業務履行遅延等の理由により指名停止とした場合は、その後どのような対応を行ったのか。

事務局 指名停止等を行う場合には、まず主管課及び業者からの状況報告をもとに、契約管財課が直接業者のヒアリングを行うこととしている。この際に、不備等が生じた原因や今後の対応策等を業者に確認を行っており、その後の状況についても、個別に主管課から状況報告を受けることとしている。

C委員 業務終了、あるいは中途の場合もあるのかもしれないが、契約金額そのものは支払うこととなるのか。

事務局 基本的に、履行がされた、あるいは納品がされたということであれば、契約金額を支払うこととなる。ただし、図書館用CD購入の件については、契約辞退を理由としているので、契約金額は支払っていない。また、博物館の総合管理業務委託については、一部契約内容を不履行であるので、その分を減額して契約変更を行っている。

A委員 博物館の総合管理業務委託は、長期継続契約とあるが、契約自体はどうなるのか。

事務局 契約自体は、現在も継続されている。

A委員 指名停止とされた場合に、業者はその後ちゃんと履行しているのか。次

回は取れないのではと意欲を無くしたり、いくら言ってもやらないなどの問題は生じていないか。

事務局 あくまでも今回指名停止としたのは、指名停止期間の1か月のみであり、現在も長期継続契約は履行中となっている。なお、本件の一部不履行については、当時のヒアリングの際に、人手不足が原因であると聞いている。従業員を募集してもなかなか集まらないということで、人工として手が足りない状況であった。その後、主管課からは問題が生じているとの報告は受けていないので、その点は解消されたものと思われる。

A委員 始末書等の書類は徴取するのか。

事務局 報告書を徴取している。

A委員 人手不足で履行困難となる事例が増えていると思われる。指名停止をどのようにするのかもそうだが、契約そのものの履行状況の確認をどのようにやっていくのか、今後重要な問題となってくるので、検討していただきたい。

次の子育て支援総合システムの改修の件は、どのような内容であったのか。

事務局 「子ども子育て支援新制度対応に伴う子育て支援総合システム改修委託」は、平成27年3月31日までに改修を終え、同年4月1日から新システムを稼働させる予定であったが、履行期限までに改修を完了できなかったものである。

A委員 最終的には完了したということか。

事務局 完了したのは9月末となっており、その間職員が残業対応した超過勤務等損害を被っている部分があり、今後受託業者と損害賠償等について、協議を行っていく予定である。そのため、今後の対応がまだ未確定となっていることから、指名停止ではなく、指名保留の扱いとしているものである。

A委員 指名保留というのは、どのような取扱いになるのか。

事務局 お手元の資料に、指名停止等基準を添付している。同基準の第6の項に指名保留が規定されている。基本的には、指名停止と効力は同じである。基準には、「指名停止に係る不正行為等の事実が明らかになるまで、あるいは起訴されるまでの間は、必要に応じて指名を保留することができる。」とされており、これを適用し現在指名保留としているものである。

A委員 指名保留期間中は、指名せず。状況がはっきりした時点で指名停止を行うということか。

事務局 そのとおり。指名競争入札等には指名をしない。また、その後の対応が確定した時点で、指名停止を行う予定である。

A委員 何が原因であったのか。

事務局 受託業者からの報告書によると、「会社全体の作業量の変動やスケジュールの遅延に対応できず、プロジェクトのマネジメントができなかったことが原因である。」と報告を受けている。

- C委員 受託業者からは、履行期限のギリギリになって報告を受けたものなのか。それとも、途中途中で逐一報告があったものなのか。
- 事務局 通常であれば、節目節目の段階で受託業者からの報告を受け、区側も進捗状況を確認するものであるが、本件については、新しい制度であったため、区側もどこまでやるべきなのか、また、受託業者がどこまで進んでいるのが把握しきれなかったものと思われる。
- C委員 間に合わなかった期間は、職員が手作業で行ったということか。
- 事務局 既存のシステムでの対応のほかに、手作業で行ったものもある。
- A委員 受託業者は、直接請け負っているのか。それとも、下請けがやっているのか。
- 事務局 基本的には、直接受託業者が行っているが、専門技術を要する部分等については、再委託の事前協議により、子会社や関連会社に委託しているものもあると思われる。その場合においても、プロジェクトの進捗管理等は受託業者が責任を持って行うこととなっている。

ウ 入札参加除外措置の運用状況について

事務局より平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 8 月 31 日までの間、入札参加除外措置を適用した案件はなかった旨報告を行った。なお、既に入札参加除外措置を適用していた業者につき、措置期間経過後、改善されたと認められたため、平成 27 年 7 月 15 日付で、措置を解除した旨報告を行った。

【質 疑】

- C委員 暴力団等との関与の状況はどのようなものだったのか。
- 事務局 詳細については、警視庁から捜査上の影響があるため答えられないとされているが、実質上の会長が暴力団等との社会的に避難される関係を有していると認められるとの通知を受けている。
- C委員 結果的には解除という事で、暴力団等との関係は解消されたと思われるが、その認定は難しいと思う。
- 事務局 その認定は、警視庁が行い、区からの照会により解消された旨回答を得ている。また、解除にあたり、当該業者のヒアリングを行ったところであるが、筆頭株主であった会長が株主権を放棄するなど、会社として会長との繋がりを切ったとの報告を受けている。

エ 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 8 月 31 日までの間の低入札価格調査制度を適用した案件はなかった旨報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

オ 抽出審議について

平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 8 月 31 日までの間の入札及び契約手続のうち、担当委員である C 委員 が抽出した、制限付一般競争入札 1 件、公募型指名競争入札 1 件、指名競争入札 5 件、特命随意契約 2 件の合計 9 件について事務局より入札経過等の説明を行った。

【設計等委託の主な質疑等】

〔設委 NO. 762 小学校・中学校非構造部材及び外壁劣化状況調査業務委託〕

(公募型指名競争入札)

C 委員 入札金額にバラつきがある。また、予定価格と比較して落札金額が極端に低く、予定価格自体に問題はなかったのか。

事務局 本件については、平成 25 年度、平成 26 年度も抽出案件として、本委員会で審議をいただいた案件である。両年度とも、今年度同様に落札率が低く、平成 25 年度は 39.4%、平成 26 年度は 37.5%となっている。なお、両年度とも同じ業者が落札しているが、履行上問題となったことはない。平成 27 年度は、前回業者も入札に参加しているが、違う業者が更に安く落札したものである。

次に、予定価格の設定については、工事と異なり、積算システムによるものではない。特殊な委託業務であるため、前年度落札業者を含めた 3 業者から見積もりを徴取し、そのうち最低金額を予定価格として採用したものである。また、予定価格と応札金額との差については、応札した業者に確認を行ったところ、下見積を提出した段階、応札をした段階では状況も異なり、それぞれの段階で適切な金額であると言っている。会社の戦略的なものや、自社の社員を抱えており何等かの仕事を取りたいなど時期的なものもある。いろいろな要素を総合的に判断して、実際にやるのであれば、この金額で出来るとして応札したものと推測している。しかしながら、低金額であるため、仕様書記載の事項を遵守し履行することはもちろんのこと、労働基準法等関係法令を遵守する旨を記載した誓約書を徴取したところである。

A 委員 今回の落札率は、どのくらいか。

事務局 37.8%である。

B 委員 説明はあったが、下見積時と落札時とで、具体的に何が異なるのか理解できない。

事務局 実際積算するとこのぐらい掛かるというのが、下見積の金額だと思う。しかし、会社としてこの仕事を本気で取るかどうかを考えた場合は状

況が異なるという意味合いであろう。

B委員 誓約書を徴取しているということで、問題は生じないと思うが、労働基準法や最低賃金法違反、あるいは下請けへの圧力などがあると社会的に問題となるので、このような状況が続いてくると、影響があるのかどうか、低入札価格調査と同様な調査を、シミュレーションで実施してみるのも一つの手であろう。

A委員 応札価格を見てみると、4千万代で応札しているものと、2千万を軸に
応札しているものと二極分化している。もっとランダムに散っても良いはずだが、取れなくてもしょうがない初めから取る気がないというものと、取る気になって競争しているものがあるようで、何を目安にして競争しているのかという部分で不透明感が否めない。

履行上問題は生じていないということなので、安く出来ることは、こちらとしては良い事なのだが、入札制度の健全性の視点から見ると、あまり一般的なあり方ではないと思われる。特に本件は、3年連続して落札率が30%代と繰り返されている。何故そのような状況になっているのか、もう少し検討すべきかと思う。

C委員 最低制限価格は適用しないのか。

事務局 本区では、一億5千万以上の工事に低入札価格調査制度を、それ以下の工事に最低制限価格を設定しており、最低制限価格を下回った応札は無効となる。しかし、本件のような委託業務、あるいは物品の購入等については、最低制限価格を設けていない。例外として、一億を超える建物総合管理業務委託については、最低制限価格を設定しているものがある。

最低制限価格を工事に設定するのは、工事が適切に行われぬ可能性が出てくるということで、当然原材料もあるし、諸々最低限必要なものもあるので、最低制限価格を下回っては出来ないはずだと言える。しかし、委託においては、殆どが人件費であるので、仕事の受注に関わらず給料は支払わなければならない、少しでも仕事を取りたいという時には、極端に低価格で応札しているのではと思われる。ただし、適正にやろうとすれば、恐らく4千万代が適正価格なのだろう。下見積を取っても4千万代しか出てこないのが現状である。また、3年続いたから来年度予定価格を下げるのも難しく、毎年同じような落札率になってしまう。

恐らく、低入札価格調査を行っても、出てくる回答は同じで、ちゃんと賃金も支払っているものと思われる。

A委員 今後、どのように推移していくのか不明だが、ひとまず今後とも継続して推移を見守る必要があるだろう。基本的に仕事も成されており、料金も安いということであれば、それ以上会社の経営内部のことまで口を出す必要もないが、業務の健全性も重要で、特に区内業者については注意を払う

必要があると思われるので、良く見て行っていただきたい。

【委託案件の主な質疑等（一括説明・個別審議）】

〔委託 NO.13 葛飾にいじゅくみらい公園総合管理業務委託〕（指名競争入札）

C委員 業者に限りがあるので、止むを得ないところもあるが、本件のような業務では、いつも同じ業者が名を連ねている。また、入札経過調書を見ると、落札した業者以外は、やる気がないのか、この業界での談合かと疑われるような結果である。

A委員 2社が辞退、4社は予定価格と同額、1社はほぼ予定価格となっており、落札業者も高落札率での応札となっている。受託者は、公園の総合管理といった業務について、区内でもいろいろ実績があるところなのか。

事務局 公園の総合管理では本件のみであるが、造園業者として区内でも工事や他の委託業務実績がある。本件は、平成25年度から総合管理業務委託として実施したもので、受託者は、平成26年度から当該業務を受託している。

落札率については、今回99.8%と高くなっているが、一般的に、総合管理業務や清掃業務は、現場で働く従業員の人件費が大部分を占めると認識している。

また、予定価格についても、前述のとおり、委託業務は積算システムによる単価の積み上げではなく、下見積による金額をベースとしており、予算計上においても、財政難の折、なかなか前回落札金額を上回る予算措置がされることは少ない。毎年毎年これを繰り返すことにより、契約金額に比例して予算額も減少し、大きな利益を得ることが出来なくなっている。そうすると、業務内容を熟知した従業員を抱えている現受託業者が強く、落札金額も高止まり傾向となるのではないかと推察している。

B委員 工事の労務単価の考え方からすると、契約金額を翌年度の予算額とすることが、良いのかどうか若干気になる場所である。

事務局 工事については、積算基準に基づき、その都度設計労務単価をベースに積算するので、契約金額で予算額を切られるということはない。しかし、清掃や総合管理業務等については、仕様内容の面積が増えるであるとか、賃金が大幅に上がっているという状況であれば、その分は加味するが、なければ、前年度実績ベースとする傾向が強い。

A委員 このような公園の総合管理業務は、他にいくつもあると思うが、入札参加業者は、本件と同じような構成か。

事務局 公園の総合管理業務は本件だけである。本件は比較的公園の規模が大きく、一体管理が必要なことから総合管理業務としている。他の公園等は、清掃や樹木剪定をいくつかのエリアごとに分けて契約している。

C委員 業者が限られているのが、一番の要因であろう。新規で参入するにも困

難なのだろう。

事務局 現場に近い方が労働者として働いているので、どうしても区内業者となる。また、メインの業務が、樹木管理であるため、定評のある造園業者が中心となっている。

A委員 限られた職種その他諸々の事情が要因となっていることもあるだろうが、ほぼ100%の落札率で、他の業者の応札価格がバラけるのであれば、まだ良いが、他の業者は綺麗に予定価格どおりの金額で応札、若しくは辞退となると、何らかの競争を阻害する要因が入り込んでいるのではないかとの印象を否めない。業者が限定されているとはいえ、きちんと競争原理が確保されていることを明確にする工夫が必要なのではないか。

B委員 同感である。業者が限定されている中で、指名競争をやっている限りは同じ結果なのだろう。額を基準に上回るものは、公募型指名競争にすると相手が見えないので、大分変るのではないか。あるいは、価格が高止まるならば、サービスでの競争をする、総合評価型の競争も考えられる。これなら、価格は高いがサービスの質の向上が図られる。

A委員 清掃や公園管理関係の業務など人件費投入型の仕事で、かつ選定業者が限定される案件については、ただいま指摘のあったような方法も検討していただきたい。

[委託 NO. 35 葛飾区役所総合庁舎警備委託] (指名競争入札)

C委員 警備委託ということで、随意契約が馴染む印象がある。これも落札率がやや高め。ほかの業者も辞退、無効となっている。この無効は、予定価格超過とされているが、どういうことか。

事務局 本区においては、予定価格を事前公表しているので、予定価格を超えた応札は無効とされる。通常積算した金額が予定価格を超えている場合は、予め辞退ということになるが、多分勘違いしたのであろう。

C委員 落札した業者の実績はどうか。

事務局 26年度も当該事業者が受託している。25年度は違う業者であったようだ。

A委員 先程随意契約が馴染む印象があると発言があったが、警備業務を契約期間1年間で、年度毎に切り換えていくとしているが、何か制約があるのか。

事務局 基本的には、通常の請負業務委託であると認識しているので、年度ごとに契約をしている状況である。仕様内容も明確となっており、警備業法の許可を受けたもので、この仕様内容を満たせるのであれば、指名競争入札が可能と判断したものである。

C委員 警備業務を行うにあたって、防犯システムとか機械的なものは含まないのか。

事務局 基本的には、制服を着て入口の警備、あるいは、巡回警備を行うもので

ある。機械警備のように、防犯システムを伴うものは、複数年でやっている契約もあるが、人による警備は一年毎の契約が可能である。逆に、複数年でやらなければならない理由もない。

C委員 夜間警備は含まないのか。夜間の警備はどうしているのか。
事務局 本件は、開庁時間の警備を行うものなので、夜間は含んでいない。夜間は機械警備を別途委託している。また、夜間は、休日・夜間受付の区職員が常駐している。

B委員 この5社の選定方法は、どのような基準か。
事務局 これまでの契約実績や同規模の契約を受託できるかどうかを判断して選定している。もちろん、警備業者は沢山いるので、同じ組み合わせとにならないように考慮している。

B委員 先程の案件とは異なり、競争原理は働いている。
C委員 今まで庁内で、来庁者の暴力行為等でいざこざが起きたことはあるのか。
事務局 時々ある。その際には、直ぐ来て立ち会ってもらっている。制服の警備員がいると抑えが効くようだ。それ以上の対応となると、警察へ通報することになる。

【委託 NO. 186 放置自転車搬送業務等委託】

(指名競争入札)

C委員 本件も落札者以外ほとんどが予定価格どおりの応札となっている。他は区外業者なのか。

事務局 全区内業者である。

A委員 これは、区内全域を行うものか。

事務局 区内全域で、主に駅を中心としたエリアである。

C委員 落札者は、以前から永くやっているのか。

事務局 10年位前から、当該業者が受託している。それより前は違う業者であった。

C委員 搬送された自転車は、引き取られるのか。

事務局 お金を支払って引き取りにくるものもあれば、来ないものもある。

A委員 この業務は、業種としては運送会社になるのか。

事務局 全て運送会社である。この委託業務も人件費が主となり、人と搬送用の平トラック数台を確保する必要がある。

C委員 ここ2・3年の予定価格と落札金額の傾向はどうか。

事務局 平成26年度は、予定価格38,170,000円のところを、落札金額が37,804,320円で本年度と同額である。平成25年度は、予定価格45,527,000円のところを、落札金額が45,486,000円であった。

A委員 予定価格は、見積金額か。

事務局 そのとおりである。本件も区内運送業者に限りがあるため、同じ業者選

定にならないように組み替えて競争は行っているが、結果としてこの状況となっている。先程の総合管理と同様に、人工と車両代が主なものとなっているため、差が付く部分が少ない業態の一つと推測している。

C委員 引取手数料の収入は結構あるのか。

事務局 細かい資料が手元にないので、具体的な数値は不明だが、結構な金額が収入としてあると聞いている。

A委員 入札という観点から考えれば、指名競争の枠を取り払うなど、もう少し競争原理が働くような工夫があっても良いと思うが、何か指名競争によるメリットがあるということか。

事務局 内規だが、基準により行っているものである。

A委員 この落札状況をみると、このままでやっていて良いものか。4,000万と1,000万以下では、契約の規模が異なるので、公募型にするとか、もう少し柔軟に取り扱うべきではないか。直ぐにどうこうという事ではないが、検討課題として工夫すべきところかと思う。

事務局 委託契約に関しては、金額に関わらず、原則指名競争入札で行っている。ただし、特殊な業務など、指名にあたって、出来るかどうか判断出来ないものについては、公募型の指名競争入札を行っているものもある。また、総合庁舎の総合管理業務委託は制限付き一般競争入札を採用している状況である。

なお、委託業務においては、区内業者の育成という観点から、可能な限り区内業者による指名競争入札で行っている状況である。そうすると、委員指摘のとおり、区内業者が限られている中で、その案件を例年組み替えて行っていくと、このような事が起こるとも考えられるので、どういう形で競争性を担保出来るかという点については、今後も検討していきたい。

A委員 ただ競争して安ければ良いというものではなく、区内業者の育成の問題、受託業者の経営の安定性など、いろいろ問題があるのだから、いろいろな取り組み方が柔軟にあって良いと思う。それならば、なぜそのような制度としているのか、常に明らかに出来る仕組みや体制を整備しておく必要があると考える。

【委託 NO. 404 介護認定審査資料作成等業務委託】 (指名競争入札)

A委員 落札者以外は、辞退となっているが条件が合わなかったということか。
事務局 辞退理由を確認したところ、人材確保困難、運営困難、リソース不足、体制困難、仕様困難、都合によりという状況であった。

A委員 件数が非常に多いものなのか。仕様内容も大変複雑だ。

事務局 仕様書に記載してあるとおり、大変細かな業務内容となっており、人手も含め、この業務を確実に出来る体制が組めないというのが辞退理由かと

思われる。

A委員
事務局

例年このような状況なのか。

平成26年度は、10社指名で8社辞退、2社応札で同一業者が落札。ちなみに、平成25年度は、10社指名で4社応札となっている。

B委員
事務局

予定価格は見積りで、見積りを出したところが落札ということか。

予定価格は見積りである。結果として落札している。

B委員

設計委託の劣化調査も同じ見積りで予定価格を算出しているが、揃って低い金額で応札している。しかし、本件はそうならないのはなぜか。その違いが理解できない。

事務局

恐らく、設計の場合は自社で出来てしまうが、本件は新たに雇用しないと出来ないのではないか。しかも、誰でも良い訳ではなく、この業務に習熟していることが必要なのだろう。

C委員
事務局

落札した業者は、このような業務を専門に行っているのか。

電算処理をメインに行っている会社で、入力業務を行っているものである。その他の業者では、派遣会社が多い。

C委員
事務局

神戸市の業者となっているが、特に問題とはならないのか。

いままで、25・26年度も受託しており、履行状況も問題があったとの報告は受けていないので、問題としていない。

C委員

このような介護保険や福祉そのものの業務は、区職員が当然行うべき仕事に思うが。

事務局

介護保険の認定に関わる業務で、その判断を要するものについては、区職員が行っているが、その前段階である認定審査の資料作成を外部委託としているものである。

A委員

3年前も受託しているということだが、従事するものは固定されているのか。

事務局

委託業務であるので、業務が完成すれば良い。従事者の固定を条件とは出来ないが、恐らく同じ者が従事していると思われる。

A委員

介護認定に関わる業務であれば、重要な個人情報に直接携わることとなり、介護事業に携わる事業者には、非常に情報価値が高く必要とされていることから、個人情報の管理にはナーバスに取り組まなければならない。

そのような中、会社としては、慣れた信頼のおける者に永く従事してもらった方が良いので、従事者が固定傾向にあると思われる。一方で、個人情報管理の視点からは、同じ者が永く同じ仕事に関わり過ぎない方が良いとする考えもある。その辺りの問題意識の点が少し気になる場所である。

事務局

現在、いろいろな部で、いろいろな形で区の事業を委託業務として、外部に発注しているところである。今のところ、直接的に区民の個人情報が受託業者に、故意あるいは過失を問わず、流出した経緯はないと認識して

いる。なお、個人情報を取り扱う委託業務の場合、お手元の資料には添付していないが、個人情報あるいは特定個人情報の取り扱いに関する特記仕様を必ず添付することとなっており、この特記仕様に記載された事項を、遵守する前提で、業者は受託してもらっている。

A委員 本件も業務の特殊性があることから、引き続き見守っていただきたい。

【単価契約の主な質疑等（一括説明・個別質疑）】

【単契 NO. 229 緑のリサイクル業務委託（単価契約）】 （指名競争入札）

C委員 これも落札率が高く、同じ造園業者が名を連ねている。また辞退が多い。この事業も永く続けているのか。

事務局 平成 24・25 年度あたりで、放射線の関係もあり、チップ化を一時中止していた時期があったと記憶している。それ以前も同じ業務を実施していた。区としては、チップ化によるリサイクルを進めたいところであるが、チップ化による騒音もあり、地域の同意を得ながら総量制限のうえ実施している。チップは、公園等で蒔き、景観や雑草予防に活用している。燃やさないことでCO2削減効果もある。作業内容や技術面からすると造園業者に限定されてしまう。

C委員 リサイクルという事で、売却益などの収入があるのか。

事務局 本件においては、公園で剪定された木や枝を、チップ化してまた公園に還元するという意味で、リサイクルと言っており、売却による収益はない。

A委員 本件については、先程のにいじゅくみらい公園の総合管理業務委託と同様な傾向が見受けられる。問題の状況は、共通したものがあると思われるので、今後とも落札率の状況を見て、何らかの改善・工夫願いたい。

【単契 NO. 797 学校職員用貸与被服外購入（単価契約）】 （制限付一般競争入札）

C委員 ここ3年間の落札状況はどうか。

事務局 平成 26 年度も同一業者が受託している。平成 25 年度は別の業者であったようだ。

C委員 用途は学校職員用とあるが、金額的には、毎年同じぐらいの規模なのか。

事務局 年度によって、貸与年数が異なるので、若干金額の上下はあるが、毎年行っている案件である。

【特命随意契約の主な質疑等（一括説明・個別質疑）】

【特命 NO. 01393 埋蔵文化財発掘調査委託】 （特命随意契約）

C委員 この事業は、何年位やっているのか。

事務局 定かではないが、受託している遺跡調査会規約の施行日を見ると、昭和 61 年となっているため、その当時からではないかと思われる。遺跡が出土

した時や可能性がある場合に、調査してもらうために作った当区の任意団体であり、毎年このような形で契約している。

A委員
事務局 この団体は、法人化されているものなのか。
 法人ではなく、地方公共団体が臨時に設置する任意団体の名称として使用しているものと思われる。役割としては、住宅を建てたい場所に遺跡がありそうな場合、調査してもらって、記録を残すものである。大学教授クラスの方をお願いして、パートを雇いながら調査をしている。
 実績としては、平成26年度では、25件の個人住宅や分譲住宅等で、埋蔵文化財の有無の確認を実施している。

A委員
事務局 他区においても、このような任意団体の形態でやっているものなのか。
 ほぼ同じであると思われる。遺跡に関係している大学教授をトップにし、関係者を入れた形で組織しているもの。

B委員 地方公共団体の契約で、法人格ではなく、任意団体との契約は問題ないのか。

A委員 管理する組織立てがしっかりしていれば、「権利能力なき社団」と言って、権利・義務の当事者として扱われる場合があるので、全く認められないという訳ではない。しかし、その場合でも、会の規約、収支管理、所得の取り扱いなどいろいろ問題が出てくるとと思われる。

事務局 規約については、しっかりしたものが作成されている。会計についても毎年一回決算の認定を行うとされ、役員と監事がおき、監事が経理を確認することとなっている。また、契約についても、規約で「調査会の予算執行にともなう契約は、教育委員会教育次長の職にある副会長がこれを締結する。」としている。実務においても、郷土と天文の博物館の学芸員が関わって実施しており、組織的にもしっかりしたものとなっている。

A委員 組織立てがしっかりしているのであれば、業務の専門性もあり、止むを得ないところであろう。

[特命 NO. 02010 生活困窮者自立支援業務委託]

(特命随意契約)

C委員 唯一の事業主体であるということで、特命随意契約は理解できるが、これほど巨額な金額となるのか。

事務局 恐らく、決められた業務を行うだけでなく、それぞれの生活困窮者の内容に応じた、きめ細かな対応が求められることから、このような金額となっているものと思われる。

A委員 当該業者は、葛飾区だけを受託しているのか。

事務局 本件については、葛飾区の業務として契約しているものだが、同業者は、当区だけではなく、特別区の他区においても、同様な業務を受託し運営している社会福祉法人である。

A委員 葛飾区の生活自立支援事業は、もっぱら同業者に委託しているのか。

事務局 区では通常の自立支援事業を行っているものもあるので、全てという訳ではない。本件業務の自立相談支援事業については、平成27年度から生活困窮者自立支援法が施行され、区市町村に自立相談支援事業の実施が義務付けられたところであるが、当区においては、平成26年度から、モデル事業として当該業者に委託し実施してきた。平成27年度については、自立相談支援事業にその他の関連業務をプラスして、当該業者に委託し実施するものである。

C委員 巨額のお金を支払うのだから、渡し切りではなく、何らかの事業の成果、あるいは実績報告を求めているのか。

事務局 仕様書に、委託料の精算という項目があり、委託業務終了後、同業務に係る決算書及び事業実績報告書等委託料の執行内容を明らかにした書類を提出させることとしている。なお、本事業に要した経費と既に支払い済みの委託料と差額が生じた場合には、交付あるいは返還することで精算を行っている。

カ 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

キ 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

ク 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員制度の概要及び審査状況について説明・報告を行った。

【質 疑】

事務局 27年9月末までの審査状況は、29件の審査を行っている。専門員からの主な意見及び改善点は、記載のとおりで、審査の結果を反映して工事主管課で起工を行うこととなる。

A委員 現在専門員は何人でやっているのか。

事務局 専門員は3人をお願いしており、建築、土木、設備をそれぞれ担当していただいている。

A委員 専門員を活用した設計内容の見直しを、今後とも継続願いたい。

ケ 契約制度等について

① 施工能力審査型総合評価方式の見直しについて

事務局より、施工能力審査型総合評価方式の見直しについて、改正概要の説明を行った。

【質疑】

B委員 17点に引き上げとあるが、配点を変えたということか。

事務局 そのとおり。工事成績評価点を13点から17点に引き上げることで、全体の評価点を24.5点満点であったものを、28.5点満点に配点を変えたものである。

② 設計等委託成績評定の実施について

事務局より、設計等委託成績評定の実施について、概要の説明・報告を行った。

【質疑】

A委員 どのような動機付けで、行うこととしたのか。

事務局 設計等委託においては、先程議論いただいたように、比較的低い落札率で落札する状況がある。このため、一層の品質確保、安かろう、悪かろうを排除するとともに、良い仕事をしていただいた業者には、報われるような仕組みが必要である。これまで、試行という形で実施してきたが、この度本格実施として行うものである。

A委員 低落札のものについて、きちんと履行されているかどうか、なされていれば非常に貢献度が高いということで、それは先程の懸念をチェックすることに結び付いてくるので、このような形で、委託の高止まりや低止まりの問題についても、いろいろな工夫をしていただきたいと思う。

(4) その他

委員長 以上で予定された議事はすべて終了したが、その他事項で何かご意見等はあるか。それでは、本日の入札監視等委員会を終了とする。

以上